

# 令和7年度部活動規定

京都市立烏丸中学校

## 1. 活動について

### 【 目的 】

- ・部活動は各人の趣味・特技を生かし、生徒同士の団結、人格の形成に大いに力あるもので、中学生の発達において大きな影響がある重要な活動であることから、より良い精神的・身体的発達を目指すことを目的とする。
- ・共通の目的を持ち、集まった集団であることから、仲間意識の共有や、お互いが協力し合い努力する大切さを経験させる活動であること。
- ・それぞれの活動内容にとどまることなく、学習活動をはじめ学校生活全般において力を高められる活動であること。

＜兼部＞ 原則、1人が入れる部活動は1つの部とします。

＜入部＞ 更新制をとり、活動を継続する場合は、毎年入部届を提出しましょう。

＜退部＞ 顧問の先生と相談した上で、担任の先生に退部届を提出してください。

＜時間＞ 完全下校時刻とは、校門前で解散を完了する時刻です。

部員全員が必ず守れるようにしましょう。

(年間を通して)		
	終了	完全下校
平日	16:45	17:00

## <休業日の活動>

- ・顧問の先生がいない時は活動できません。  
また、教室・倉庫などの使用についても同様とします。
- ・土日祝の活動時間は、8：30から17：00までとします。  
活動終了後は速やかに帰宅しましょう。
- ・長期休業期間中の活動時間は8：30から16：30までとします。  
活動終了後は速やかに帰宅しましょう。
- ・集合、解散とも校区内で行うことを原則とします。

## <活動を認めない日>

- ・定期テストの一週間前と定期テスト中。
- ・その他、職員会議等によって定められた活動不可日及び、  
非常時の場合(光化学スモッグや雷など)

※活動を認めない期間に公式戦がある場合や、一週間以内に公式戦を控えている場合は  
この限りではありません。公式戦とは中学校体育連盟が主催する大会、各競技の協会主催の  
大会及びコンクール等を原則とします。

## <活動前後>

- ・部員は放課後速やかに活動に移りましょう。
- ・午前中授業で昼食のない日（定期試験最終日、休業前日等）は帰宅後再登校を原則とします  
が、前半時間帯に活動を行うクラブは、顧問の指示のもと昼食（弁当）をとることを認めます。  
その際は必ず昼食場所の清掃や施錠を確実に行いましょう。
- ・活動後は速やかに用具を所定の場所に片付け、紛失や破損のないよう管理しましょう。
- ・活動後、部室（教室）内や活動場所の清掃、整備、整理整頓、消灯、施錠を  
しっかりと行ってから下校しましょう。

## 2. 服装について

- ・活動に適した服装、または体育時のものを着用しましょう。  
ただし、体育時に部活動の服装を着用してはいけません。
- ・華美なものは控えましょう。

### 3. その他

#### <キャプテン会議>

- ・キャプテン会議を定期的（毎月第1月曜日）を行い、情報共有や明確な目標を立てます。

#### <禁止事項>

- ・指定された場所以外での活動は禁止とします。
- ・中庭でのボールを使用した練習は禁止とします。
- ・新入生の歓迎会、卒業生の歓送会など部活動に直接関わらない会合は禁止とします。
- ・平日の校舎内でのランニング、および器具を使用した練習は禁止とします。

#### <引退後の3年生の活動について>

- ・必ず顧問の先生に伝えて、了承をもらってから、活動を行いましょう。  
顧問の先生がいない場合は活動できません。